# 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 に基づく認定制度の事務に関する手引き

~国・地方公共団体の連携に関する手引き~

令和7年11月

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課

# 目次

1.	1. はじめに	1
2.	2. 高度化法の概要	1
	2.1 法の趣旨	1
	2.2 認定制度の概要	1
3.	3. 高度化法における認定申請及び管理・監督の全体像	1
	【パターン1】(新規認定時)類型①又は類型②において施設の新規設置を何	半う場合5
	【パターン2】(新規認定時)類型①又は類型②において施設の新規設置を何	半わない場合6
	【パターン3】(新規認定時)類型③	7
	【パターン4】(変更認定時)類型①又は類型②において施設の追加設置を何	半う場合8
	【パターン5】(変更認定時)類型①又は類型②において施設の追加設置を何	半わない場合9
	【パターン6】(変更届出時)類型①又は類型②の全ての場合	10
4.	4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容	11
	4.1 新規認定時	
	【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定	12
	A) 事前相談対応	12
	(1) 事業概要資料の授受	
	B) 申請対応	13
	(2) 申請状況の把握(1次審査時)	13
	(3) 意見書の提出(2次審査時)	14
	(4) 審査結果の把握	
	C) 認定後対応	17
	(5) 使用前検査相当の施設確認の実施(事業実施前)	
	(6) 不適正事案への対処(事業実施中)	18
	【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規	
	A) 事前相談対応	24
	(1) 事業概要資料の授受	24
	B) 申請対応	25
	(2) 申請状況の把握(1次審査時)	25
	(3) 意見書の提出(2次審査時)	26
	(4) 審査結果の把握	28
	C) 認定後対応	
	(5) 不適正事案への対処	
	【パターン3】 類型③の新規認定	35
	A) 事前相談対応	35

(1) 事業概要資料の授受	35
B) 申請対応	
(2) 申請状況の把握 及び 既存施設に係る認定関連資料の提供(1次審査時)	37
(3) 意見書の提出(2次審査時)	38
(4) 審査結果の把握 及び 事務の引継ぎ	39
C) 認定後対応	40
(5) 使用前検査の実施(事業実施前)	40
(6) 不適正事案への対処(事業実施中)	43
(7) その他の監督・指導・助言(事業実施中)	44
4.2 変更認定時	45
【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定	45
A) 事前相談対応	45
(1) 事業概要資料の授受	45
B) 申請対応	46
(2) 申請状況の把握(1次審査時)	46
(3) 意見書の提出(2次審査時)	47
(4) 審査結果の把握	49
C) 認定後対応	49
(5) 使用前検査相当の施設確認の実施(事業実施前)	49
(6) 不適正事案への対処(事業実施中)	50
【パターン5】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない変更認定	56
A) 事前相談対応	56
(1) 事業概要資料の授受	56
B) 申請対応	57
(2) 審査結果の把握	57
C) 認定後対応	58
(3) 不適正事案への対処	58
4.3 変更届出時	64
【パターン6】 類型①又は類型②の変更届出	64
A) 事前相談対応	64
(1) 事業概要資料の授受	64
B) 申請対応	65
(2) 審査結果の把握	
5. 再資源化事業等高度化法に関する問い合わせ先	66

#### 1. はじめに

#### 1. はじめに

- 令和6年5月29日に公布された「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」(以下「高度化法」という。)では、国が一括して認定を行う制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設けます。本法に基づき廃棄物の高度な資源循環を進め、その循環資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、最終処分量が最小化された循環型社会の実現を目指します。
- 本法に基づく認定制度においては、認定から指導・監督まで、国の責任においてその事務を行います¹。審査・認定については国が全面的に責任をもって行うものの、認定に際しては地域の特性や申請事業者の情報など、地域の実情を把握している地方公共団体の協力は必要不可欠であり、地方公共団体と緊密に連携して対応していきます。また、認定後においても、国が事業者に対して指導等を行う場合には地方公共団体にも適切に情報共有等を行い、また、地方公共団体から国へ寄せられる事業者に関する相談等にも速やかに連携して対応していきます。
- 上記を踏まえ、本手引きでは、認定時及び認定後における事務を円滑に遂行するために 国と地方公共団体との間で連携する必要がある事項の全体像並びに各事項について地方 公共団体が有する権限、具体的な実施事項及び実施上の留意点をまとめるものです。

<sup>1</sup> 再資源化工程の高度化(類型③)については、認定後の指導・監督等は廃棄物処理法に 基づき、都道府県等・市区町村が実施するものとなる。

### 2. 高度化法の概要

#### 2. 高度化法の概要

#### 2.1 法の趣旨

- 資源循環は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要があります。欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要です。
- 本法律は、このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、製造業者等が必要と する質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循 環産業の発展を目指すものです。

#### 2.2 認定制度の概要

- 高度化法では、再資源化事業等の高度化に係る取組を環境大臣が認定する制度を創設し、認定の効果として、廃棄物処理法の特例を措置することとしています。本制度では、国による最新の知見を踏まえた迅速な認定による制度的支援を通じて先進的な事例を重点的に支援し、先進的な事業を全国的に波及させることを意図しています。
- 認定制度は高度再資源化事業、高度分離・回収事業、再資源化工程の高度化の3つが存在します。以下に各々の認定により受けられる特例措置を示します。

#### ■類型①:高度再資源化事業 *【収集運搬業許可、処分業許可、施設設置許可が不要】*

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができます。

\*該当しうる事業の例: 廃プラスチック類を広域的に回収して再資源化し、樹脂製品製造事業者に供給する事業、業務用電子機器を精緻解体し金属・非鉄金属を精錬事業に供給する事業

#### ■類型②: 高度分離・回収事業 *【処分業許可、施設設置許可が不要】*

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置する

# 2. 高度化法の概要

#### ことができます。

\*該当しうる事業の例: 廃太陽電池の高度分離・回収施設を設置し、板ガラス向け再生資源を製造する事業

#### ■類型③:再資源化工程の高度化 *【施設変更許可を行ったものとみなす】*

環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う 設備の導入については、廃棄物処理法の施設変更許可を受けたものとみなします。

\*該当しうる計画の例: 既設の廃棄物を再資源化している廃棄物処理施設において、破砕機を省エネルギー型破砕機に更新することで、温室効果ガス排出量を削減する計画

※以降、高度再資源化事業は類型①、高度分離・回収事業は類型②、再資源化工程の高度化 は類型③、と表記します。

(参考1) 特例を受けることによって不要となる許可の対照表

		類型①	類型②	類型③
収集運搬業許可	一般廃棄物	○許可不要		
	産業廃棄物	○許可不要		
処分業許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	
施設設置許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を 受けたもの とみなす
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を 受けたもの とみなす
根拠となる条項		法第13条第1項 及び第9項	法第18条第1項 及び第5項	法第 21 条

# 2. 高度化法の概要

(参考2) 廃棄物処理法と高度化法の監督指導権限の対照表

		高度化法に基づく対応		廃棄物処理法に基づく対応	
		国	都道府県	廃棄物処理法政令市(※)	左記以外の市町村
	一般廃棄物処理業関係				改善命令 措置命令 報告徵収 立入検査
類型1 類型2	一般廃棄物処理施設関係	計画変更の指示 認定の取消 指導及び助言		改善命令 措置命令 報告徴収	
類型と	産業廃棄物処理業関係	指導及O助宣報告徵収立入検査	改善命令 措置命令 報告徴収 立入検査 事故時の措置の報告処理	立入検査 事故時の措置の報告処理	
	産業廃棄物処理施設関係		7公共団体においても廃棄物処理法に基づく各権限を有します。 2の対応については全面的に国が責任をもってその事務を作		
	一般廃棄物処理業関係				停止命令 改善命令 措置の取消 報告徴収 立入検査
類型3		(認定後の対応についての規定無)		停止命令 改善命令 措置の取消	
	産業廃棄物処理業関係		停止命令 改善命令 措置の取消 幹可の取消 報告徴収 立入検査 事故時の措置の報告処理	報告徴収 立入検査 事故時の措置の報告処理	
	産業廃棄物処理施設関係	産業廃棄物処理施設関係 (認定後の対応についての規定無)			
		類型3に	おいて国の認定後の対応は、	廃棄物処理法に基づいたもの	となります

※廃棄物処理法に定められた政令市と中核市をいう。

### 3. 高度化法における認定申請及び管理・監督の全体像

- 本章では、4章で具体的な事務の実施事項や留意点などについて述べる前に、大まかな 事務の流れを記します。
- 前述の認定制度における認定及び管理・監督の際に国及び地方公共団体が行うべき事務は、A) 事前相談対応、B) 申請対応、C) 認定後対応、の大きく3つの段階で構成されます。

A) 事前相談対応 : 申請者が認定申請を行う前の事前相談への対応

B) 申請対応 : 申請者からの申請を受け付けた際に発生する審査事務

C) 認定後対応 : 認定後に発生する検査や監督などの事務

○ 「A)事前相談対応」は、認定申請を行うにあたり申請者が任意で実施する事前相談に対応する事務です。国が窓口となって申請者からの事前相談を受け付け、事業概要については施設設置場所となる都道府県等(都道府県及び廃棄物処理法に定められた政令市と中核市をいう。以下同じ。)及び市区町村2に対して情報共有を行います。ただし、事前相談は申請者が任意で実施するものであるため、施設設置場所となる都道府県等及び市区町村に対して、将来申請される事業に関する情報共有が必ず行われるとは限らない点にご留意ください。

想定される相談内容は新規認定、変更認定、変更届出の各場合において下表の通りです。

表 1 国が窓口となって行う「A) 事前相談時」に想定される相談内容の例

	該当するケース	相談内容の例
新規認定	全ての場合	事業の内容が各類型で設定する方向性と
		一致しているかの確認
	類型①又は類型②で	(上記に加え、)
	廃棄物処理施設の設置	生活環境影響調査の実施計画の確認
	を伴う場合	
変更認定	全ての場合	変更内容の妥当性の確認
	廃棄物処理施設の設置	(上記に加え、)
	を伴う場合	生活環境影響調査の実施計画の確認
変更届出	全ての場合	届出事項に関する確認

※変更認定及び変更届出は類型①又は類型②のみ3

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 事業を実施する区域の記載が市区町村単位の場合は、該当市区町村全てに情報共有を行いますが、それ以外の場合は、施設の設置が行われる市区町村のみに情報共有を行います

<sup>3</sup> 類型③は廃棄物処理法に基づく変更許可相当の認定を行うものであるため、認定後に変

○ 「B)申請対応」は、申請者からの申請を受け付けた際に発生する審査事務です。審査は、申請書上の記載不備の有無等を確認する1次審査と、申請内容が高度化法の認定に適する事業か否かを審査する2次審査とで構成されますが、審査結果については、認定の場合は高度化法に基づく通知として、また不認定の場合は事務連絡として、申請者が計画において事業の実施を予定していた区域の都道府県等及び市区町村に伝達します。ただし、施設の追加設置を伴わない変更認定や変更届出については申請又は届出の内容に鑑みて、1次審査と2次審査を一体的に実施します。

新規認定においては、1次審査での確認内容は全類型で共通ですが、審査に際して類型 ③の場合は国が申請者から提出された既存施設に関する情報を都道府県等にその整合性 の確認を依頼するという違いがあります。2次審査では施設設置場所の都道府県等及び 市区町村に対して告示・縦覧を伴う意見聴取(以下、意見聴取)及びその他の意見交換(以 下、意見交換)を行うことは全類型で共通ですが、意見聴取は焼却施設の設置あるいは更 新を伴う場合に限ります。

変更認定や変更届出(いずれも類型①及び類型②のみ)において、施設の追加設置を伴う変更認定の場合は新規認定と同様に都道府県等及び市区町村に対する意見聴取及び意見交換(以下、両者をまとめたものを意見照会という)や焼却施設設置時の告示・縦覧を行いますが、施設の追加設置を伴わない変更認定や変更届出の場合は国による審査のみを想定しているという違いがあります。

各種事務の有無は新規認定、変更認定及び変更届出の各場合において下表に示す通りです。

表 2 「B) 申請対応時」に想定される地方公共団体との連携を伴う主な事務

			地方公共団	日体との連携を伴う	主な事務
	該当	するケース	既存施設 に関する 情報提供依頼	都道府県等及び 市区町村への 意見照会	施設の告示・縦覧
新規認定	類型①又 は類型②	焼却施設を設置 する場合		0	0
	の場合	上記以外の場合		0	
	類型③の 場合	焼却施設を設置 する場合	0	0	0
		上記以外の場合	0	0	
変更認定	施設の追 焼却施設を設置 加設置を する場合			0	0
	伴う場合	上記の場合		0	

更する場合は廃棄物処理法に基づく変更許可もしくは類型③の新規認定申請を再度行う必要があります。

2

		地方公共団	団体との連携を伴う	主な事務
	該当するケース	既存施設	都道府県等及び	# <del>*</del> = □ •
		に関する	市区町村への	施設の 告示・縦覧
		情報提供依頼	意見照会	
	施設の追加設置を伴わない場			
	合			
変更届出	·			

<sup>※</sup>変更認定及び変更届出は類型①及び類型②のみ

○ 「C) 認定後対応」は、認定後に発生する検査や監督などの事務です。具体的には、施設使用前検査、監督・指導・助言、立入検査、不適正処理事案が生じた際の情報共有や改善命令・措置命令等の処分等ですが、類型によってその実施主体が異なります。

類型①又は類型②の場合、国が事業の認定から認定後の検査や監督までの全体的な事務を担うことが基本となりますが、不適正事案への対応の観点から、国は高度化法に基づいて認定に係る変更の指示や認定の取消を行うことができ、都道府県等及び市区町村は事業実施地域で当該事案を発見した際に国への情報提供や、廃棄物処理法に基づいて改善命令及び措置命令を行うことが可能となっています。

類型③の場合、事業の認定までは国が実施しますが、認定後対応は廃棄物処理法に基づいて都道府県等・市区町村が実施するものとなります。

○ 以上より、新規認定、変更認定、変更届出の種類、申請者が認定を希望する事業の類型 及び施設の新規設置又は追加設置の有無によって実施すべき事務が異なり、下記の6パ ターンが存在することとなります。

#### (新規認定時)

パターン1:類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う場合

パターン2 : 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない場合

パターン3 : 類型③の場合

#### (変更認定時)

パターン4 : 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う場合

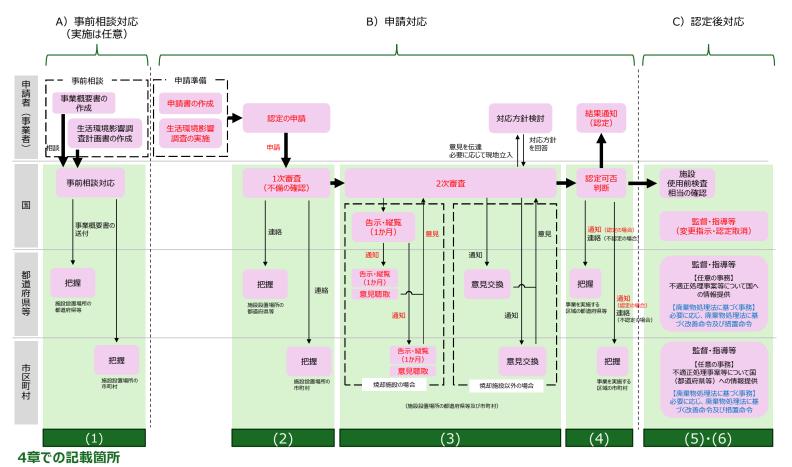
パターン5 : 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない場合

#### (変更届出時)

パターン6 : 類型①又は類型②の全ての場合

○ 次ページ以降に、各パターンにおける A) 事前相談対応、B) 申請対応、C) 認定後対 応のフローを示します。また、4章では各種事務の運用において国及び地方公共団体との 間でなされる事務の詳細についてパターン別に示します。

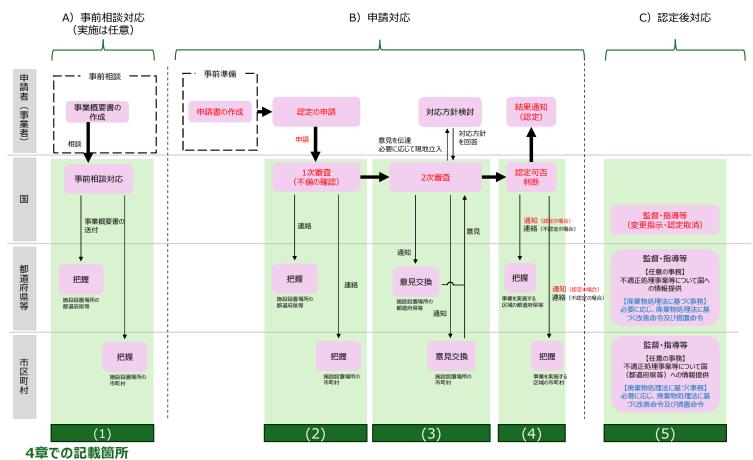
#### 【パターン1】(新規認定時)類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う場合



赤字:高度化法に基づくもの 青字:廃棄物処理法に基づくもの

図 1 (新規認定時)類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う場合の認定及び管理・監督の流れ

#### 【パターン2】(新規認定時)類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない場合



赤字:高度化法に基づくもの 青字:廃棄物処理法に基づくもの

図 2 (新規認定時)類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない場合の認定及び管理・監督の流れ

#### 【パターン3】(新規認定時)類型③

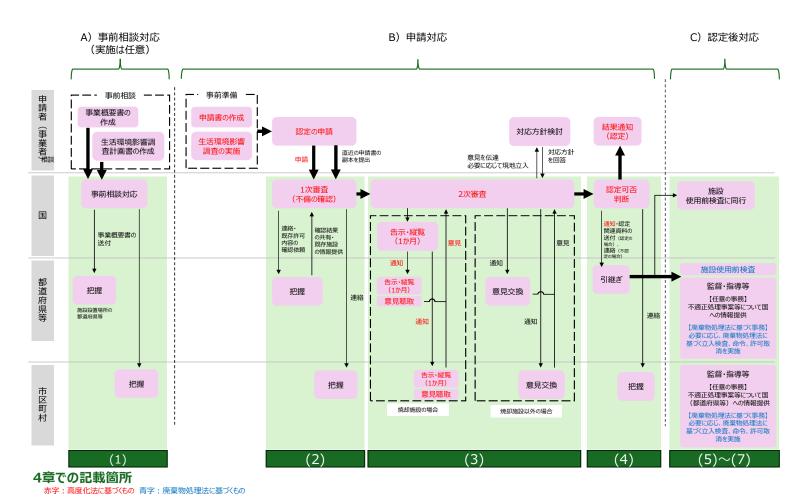
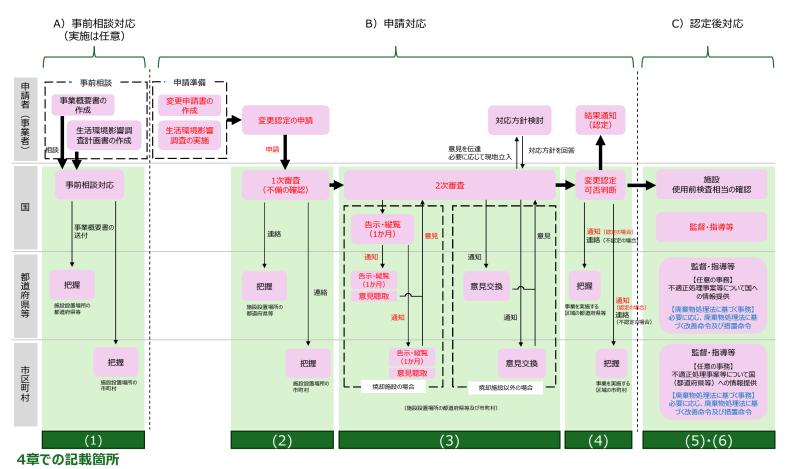


図 3 (新規認定時)類型③における認定及び管理・監督の流れ

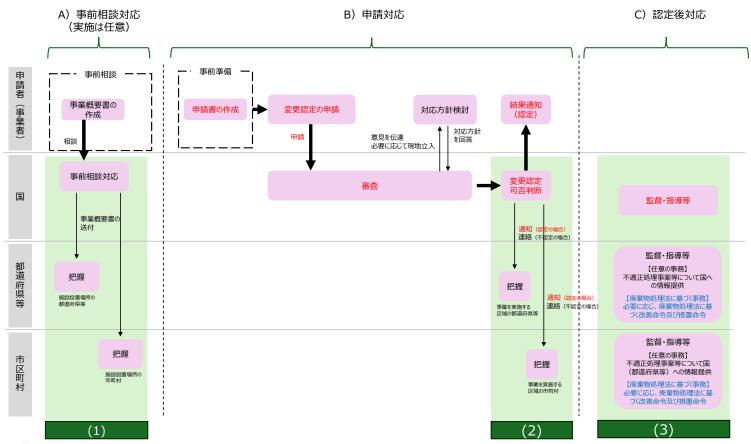
#### 【パターン4】(変更認定時)類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う場合



赤字:高度化法に基づくもの 青字:廃棄物処理法に基づくもの

図 4 (変更認定時)類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う場合の認定及び管理・監督の流れ

#### 【パターン5】(変更認定時)類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない場合

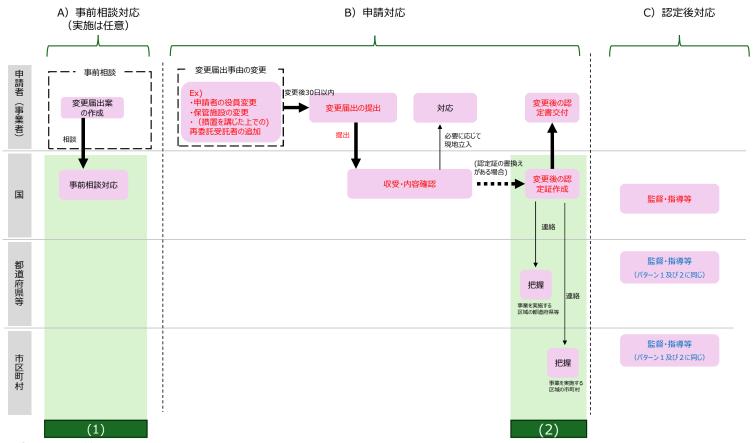


4章での記載箇所

赤字:高度化法に基づくもの 青字:廃棄物処理法に基づくもの

図 5 (変更認定時)類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない場合の認定及び管理・監督の流れ

### 【パターン6】(変更届出時)類型①又は類型②の全ての場合



4章での記載箇所

赤字:高度化法に基づくもの 青字:廃棄物処理法に基づくもの

図 6 (変更届出時) 届出及び管理・監督の流れ

### 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容

- 3章に記した A) 事前相談対応、B) 申請対応、C) 認定後対応のフローに含まれる各種事務の詳細について、新規認定、変更認定及び廃止届の別及び前述のパターン別に以降に示します。下表に示す記載箇所を参照ください。
- なお、後述する「①事務の内容」において国、都道府県等及び市区町村の各事務を示します。高度化法や廃棄物処理法に基づく義務的事務はそれぞれ【高度化法に基づく事務】、 【廃棄物処理法に基づく事務】、高度化法や廃棄物処理法に基づかないが都道府県等及び市区町村の皆様にご協力をお願いしたい事務は【任意の事務】と記載しています。

表 3 本章での参照ページの早見表

			該当する	参照先
			パターン	
4.1 新規認定	類型①又は	施設の設置を伴う場合	パターン1	P.12
	類型②			
		施設の設置を伴わない場合	パターン 2	P.24
	類型③		パターン 3	P.35
4.2 変更認定 ※類型①又は類型②のみ		施設の追加設置を伴う場合	パターン 4	P.45
		施設の追加設置を伴わない場合	パターン 5	P.56
4.3 変更届出 ※類型①又は類型②	のみ		パターン 6	P.64

#### 4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

#### 4.1 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

#### A)事前相談対応

#### (1) 事業概要資料の授受

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請者からの事前相談の受付・対応を行います。	
	▶ 事業の内容が各類型で設定する方向性と一致しているか	
	の確認	
	<ul><li>生活環境影響調査の実施計画の確認</li></ul>	
	● 地方公共団体への情報共有	
	▶ 事業概要資料(申請様式別紙1添付資料)の送付	
都道府県等の事務	_	
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者	
	から照会を受ける場合はあります。	
市区町村の事務	_	
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者	
	から照会を受ける場合はあります。	

#### (補足説明)

- 認定申請を行うにあたり、申請者が任意で実施する事前相談の窓口は国となりますが、 他法令及び設置予定地域の条例(例:建築基準法、都市計画法、景観条例、生活環境条例 等)等への対応の観点から、その詳細について問い合わせが届く可能性はあり、可能な範囲で対応をお願いいたします。
- 国から地方公共団体に対して事業概要資料を共有する際、申請者による申請書・添付書 類の作成状況に応じて、可能な範囲で図面等の提供を行います。

#### <留意事項>

○ 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

#### B)申請対応

### (2) 申請状況の把握(1次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請書が提出された事業に関係する都道府県等及び市区町村
	へ情報共有を行います。
都道府県等の事務	一(国からの情報の把握のみ)
市区町村の事務	一(国からの情報の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 申請者からの新規認定申請を国が受け付け、1次審査(申請書上の記載不備等の有無の確認)を実施します。その後、2次審査(申請内容が高度化法の認定に適する事業か否かの審査)に進む場合には、その事実について、関係する都道府県等及び市区町村に情報共有を行います。

#### <留意事項>

○ 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

#### (3) 意見書の提出(2次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	•	都道府県等及び市区町村に通知し、意見照会を行います。
	•	ただし、政令で定める施設(焼却施設)の設置を伴う場合は
		1か月間の告示・縦覧に付した上で通知します。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書
		を提出できます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書
		を提出できます。

#### (補足説明)

- 2次審査の過程で国は関係する都道府県等及び市区町村に対して通知及び意見照会を 行います。なお、政令で定める施設(焼却施設)の設置を伴う場合については、申請書の 副本と生活環境影響調査(ミニアセス)の1か月間の告示・縦覧を行ったうえで通知しま す。なお、縦覧は環境省本省、地方環境事務所及び施設設置先となる地方公共団体(都道 府県及び市区町村)での実施を依頼する想定です。
- 通知を受けた都道府県等及び市区町村は、国に対して意見書を提出できます。なお、意 見書は原則メールでの受付のみとさせていただきます。メールの送付先は下記のとおり です。

#### [意見書の提出先]

環境省 環境再生·資源循環局 資源循環課

koudoka@env.go.jp

#### <留意事項>

- 高度化法における告示・縦覧の対象は、政令で定める施設(焼却施設)を設置する場合 のみです。その他の施設については告示・縦覧は行わず、国が任意で意見交換を依頼する 場合があります。
- 意見照会の実施期間については、焼却施設を設置する場合は、告示縦覧期間が1か月、 意見聴取と回答期間が2週間の計1.5か月となることを想定しており、その他の施設を 設置する場合は、告示・縦覧は伴わず意見交換と回答期間が1か月程度となることを想 定しています。
- 意見照会の内容については、焼却施設の設置を含む場合は生活環境上の保全上の意見を想定していますが、(その他の施設を設置する場合も含めて)生活環境保全上以外の見地で地方公共団体の意見を述べることは妨げるものではなく、当該事業に関する幅広な

4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

内容を想定しています。

- 意見照会にあたっては、可能な範囲で申請書類を提供することが可能です。国から地方 公共団体、地方公共団体から国のいずれについても申請者に係る情報について共有する ことは、認定申請手引きにて情報共有を実施する旨を明記しております。そのため、原則 は不要と考えますが、資料共有に際して申請者の合意を得ていることがわかる書面を地 方公共団体が必要とする場合は、申請者から提出いただけるように対応することも状況 に応じて検討します。
- 都道府県等及び市区町村との連絡はそれぞれ環境省が直接実施しますが、それぞれの 意見内容を共有する場合があります(例:市区町村の意見を都道府県等に共有)。

4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

#### (4) 審査結果の把握

#### <事務の内容>

国の事務	•	審査の結果を都道府県等及び市区町村に対して伝達します。
都道府県等の事務	_	(国から提供される審査結果の把握のみ)
市区町村の事務	_	(国から提供される審査結果の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 国は、2次審査の審査結果について、認定の場合は高度化法に基づく通知として、また 不認定の場合は事務連絡として、事業を実施する区域の都道府県等及び市区町村に伝達 します。

#### <留意事項>

- (特になし)

### 4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

### C)認定後対応

(5) 使用前検査相当の施設確認の実施(事業実施前)

#### <事務の内容>

国の事務	•	使用前検査相当の施設確認を実施します。
都道府県等の事務	_	
市区町村の事務	_	

#### (補足説明)

○ 類型①又は類型②における新規認定申請で廃棄物処理施設の新規設置を伴う場合は、 認定を受けた事業を開始するにあたり、国は廃棄物処理法に規定される廃棄物処理施設 の使用開始前の検査に相当する確認を行います。

#### <留意事項>

- (特になし)

#### 4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

#### (6) 不適正事案への対処(事業実施中)

#### <事務の内容>

国の事務	•	監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督を
		実施します。
	•	不適正処理事案への対応状況などについて自治体への情報提
		供を行います。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案の発見などについて国への情
		報提供のご協力をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案への対応状況などについて都
		道府県等への情報提供をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。

#### (補足説明)

- 上記における「不適正処理事案」とは、例えば、市民の方から国に直接、生活環境保全 上の支障等があるような処理をしている旨の通報が入った場合や、廃棄物処理法許可に おける欠格要件に該当する情報等が寄せられた場合、立入検査により違反を覚知した場 合など、廃棄物処理法において不適正な処理が行われていると思われる事案を想定して います。
- 類型①及び類型②の場合、認定事業者への監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督は主として国が実施する形となりますが、都道府県等及び市区町村が認定事業者に対する指導を一切行うことができないわけではなく、広域認定や無害化処理認定等の他の認定制度と同様に、必要があれば都道府県等及び市区町村においても行政処分を行うことができるような体制を確保しています。具体的には、高度化法第13条及び第18条における読み替え等を通じて、廃棄物処理法第19条の3、第19条の4及び第19条の5に基づく改善命令及び措置命令が可能です。なお、改善命令等を行うために必要な報告徴収等は廃棄物処理法に基づいて実施いただくことが可能です。
- つきましては、都道府県等及び市区町村においては、不適正処理事案を発見した場合な ど、積極的な国への情報提供についてご協力をお願いいたします。

#### <留意事項>

○ 都道府県等及び市区町村が措置命令を行い、行政代執行を行う必要性が出てきた場合は、国が認定した施設に対して都道府県等及び市区町村が行政代執行を行うことが可能ですが、このような状態とならぬよう、国としても地方公共団体と十分に情報共有を行い、

#### 4.1. 新規認定時

【パターン1】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴う新規認定

未然防止に努めます。

- 認定事業者及び再委託受託者が、一般廃棄物を処理する場合は廃棄物処理法の一般廃棄物処理基準が適用され、廃棄物処理法第19条の4の適用はその対象者の認定又は許可の有無によらないことから、高度化法の条文上で明記されておりません。したがって、処理対象が一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれでも改善命令及び措置命令が可能です。
  - ※類型①においては、廃棄物を直接取り扱わず、全量を再委託で処理する場合があるため、高度化法第13条第8項にて、措置命令の対象者になりうることを明示しています。

#### (参考)本項に関連する高度化法及び廃棄物処理法の条項

○ 本項目に関連する、高度化法第 13 条及び第 18 条及び廃棄物処理法第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5 の規定は下記のとおりです。

法	章・説	条文の抜粋
高度化法	第三章	(廃棄物処理法の特例)
	資源循環	第十三条 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は
	の促進の	第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受
	ための再	けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一般廃棄
	資源化事	物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又は産業
	業等の高	廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)
	度化	を業として実施することができる。
	第二節	2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬
	高度再資	又は処分に該当するものに限る。) を認定高度再資源化事業計画に記載された第十一
	源化事業	条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなけれ
	計画の認	ばならない。
	定等	3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施す
		る者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者
		に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しく
		は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資
		源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することができ
		<b>వ</b> 。
		4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは運搬又
		は処分を業として行う者に限る。)は、政令で定める基準に従い、当該収集若しくは
		運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の
		二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理
		基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法
		律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は」と、同項中
		「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のため
		の再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第四項の政令で定める基準又は産
		業廃棄物保管基準」とする。
		5 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第
		十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又
		は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五
		項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含
		む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十二項に
		規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは
		一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項
		に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。) 若しく

# 4.1. 新規認定時

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
		物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長  二産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事  三無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)と適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合環境大臣
		(措置命令) 第十九条の四 一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準) に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長 (前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。) は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者 (第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置 (以下「支障の除去等の措置」という。) を講ずべきことを命ずることができる。 2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
		第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の認定に係る一般 廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生 活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも 該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。 以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除 去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。  2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
		第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準 (特別管理産業廃棄物に あつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合し

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
		ない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保
		全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十
		九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産
		業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。)
		である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において
		同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処
		分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきこと
		を命ずることができる。
		<ul><li>一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(第十一条第二項又は第三項の規</li></ul>
		定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都
		道府県を除く。)
		二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十
		四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収
		集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
		三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の
		処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあ
		つては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者
		があるときは、その者
		イ 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含
		む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又
		は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし
		て管理票を交付した者
		ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又
		は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の
		写しを送付した者
		ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
		ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違
		反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載
		せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
		ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理
		票又はその写しを保存しなかつた者
		へ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
		ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
		チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
		リ 第十二条の五第一項又は第二項(これらの規定を第十五条の四の七第二項
		において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽
		の登録をした者
		ヌ 第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の
		報告をした者
		ル 第十二条の五第十一項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
		四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合
		における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託して
		いた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、
		第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は
		第十四末第十八項又は第十四末の四第十八項の規定に達及して、当該建廠又は 処分を他人に委託していた者を除く。)を除く。)
		五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に
		五 自該保管、収集、連搬若しくは処分を行うに有若しくは削二方に掲げる有に 対して当該保管、収集、連搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違
		対しく自該保官、収集、連搬石しくは処分石しくは削二方に規定する規定に達 反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若
		しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるとき
		は、その者
		2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
		第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
14	平 机	2122 - 2011
		は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、
		都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者 (当該産業廃棄
		物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の
		発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者
		とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に
		係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当
		該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。) に対し、
		期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合
		において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又
		は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。
		一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の
		措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
		二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、
		当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第
		十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する
		第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採ら
		せることが適当であるとき。
		2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

#### 【パターン2】類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

#### A) 事前相談対応

#### (1) 事業概要資料の授受

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請者からの事前相談の受付・対応を行います。
	▶ 事業の内容が各類型で設定する方向性と一致しているか
	の確認
	● 地方公共団体への情報共有
	▶ 事業概要資料(申請様式別紙1添付資料)の送付
都道府県等の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。
市区町村の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。

#### (補足説明)

- 認定申請を行うにあたり申請者が任意で実施する事前相談の窓口は国となりますが、 他法令及び設置予定地域の条例(例:建築基準法、都市計画法、景観条例、生活環境条例 等)等への対応の観点から、その詳細について問い合わせが届く可能性はあり、可能な範囲でご対応をお願いいたします。
- 国から地方公共団体に対して事業概要資料を共有する際、申請者による申請書・添付書 類の作成状況に応じて、可能な範囲で図面等の提供を行います。

#### <留意事項>

○ 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

#### B)申請対応

### (2) 申請状況の把握(1次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	● 1次審査を通過した事業に関係する都道府県等及び市区町村
	へ情報共有を行います。
都道府県等の事務	一(国からの情報の把握)
市区町村の事務	一(国からの情報の把握)

#### (補足説明)

○ 申請者からの新規認定申請を国が受け付け、1次審査(申請書上の記載不備等の有無の確認)を実施します。その後、2次審査(申請内容が高度化法の認定に適する事業か否かの審査)に進む場合には、その事実について、関係する都道府県等及び市区町村に情報共有を行います。

#### <留意事項>

○ 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

#### (3) 意見書の提出(2次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	•	都道府県等及び市区町村に通知し、意見照会を行います。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書 を提出できます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書 を提出できます。

#### (補足説明)

- 2次審査の過程で国は関係する都道府県等及び市区町村に対して通知及び意見照会を 行います。
- 通知を受けた都道府県等及び市区町村は、国に対して意見書を提出できます。なお、意 見書は原則メールでの受付のみとさせていただきます。メールの送付先は下記のとおり です。

#### 「意見書の提出先」

環境省 環境再生·資源循環局 資源循環課

koudoka@env.go.jp

#### <留意事項>

- 高度化法における告示・縦覧の対象は、政令で定める施設(焼却施設)を設置する場合 のみです。その他の施設については告示・縦覧は行わず、国が任意で意見交換を依頼する 場合があります。
- 意見照会の実施期間については、焼却施設を設置する場合は、告示縦覧期間が1か月、 意見聴取と回答期間が2週間の計1.5か月となることを想定しており、その他の施設を 設置する場合は、告示・縦覧は伴わず意見交換と回答期間が1か月程度となることを想 定しています。
- 意見照会の内容については、(パターン1や3で焼却施設の設置を含む場合は生活環境 上の保全上の意見を想定していますが、)生活環境保全上以外の見地で地方公共団体の意 見を述べることは妨げるものではなく、当該事業に関する幅広な内容を想定しています。
- 意見照会にあたっては、可能な範囲で申請書類を提供することが可能です。国から地方 公共団体、地方公共団体から国のいずれについても申請者に係る情報について共有する ことは、認定申請手引きにて情報共有を実施する旨を明記しております。そのため、原則 は不要と考えますが、資料共有に際して申請者の合意を得ていることがわかる書面を地 方公共団体が必要とする場合は、申請者から提出いただけるように対応することも状況

4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

に応じて検討します。

○ 都道府県等及び市区町村との連絡はそれぞれ環境省が直接実施しますが、それぞれの 意見内容を共有する場合があります(例:市区町村の意見を都道府県等に共有)。

4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

#### (4) 審査結果の把握

#### <事務の内容>

国の事務	● 審査の結果を都道府県等及び市区町村に対して伝達します。
都道府県等の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)
市区町村の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 国は、2次審査の審査結果について、認定の場合は高度化法に基づく通知として、また 不認定の場合は事務連絡として、事業を実施する区域の都道府県等及び市区町村に伝達 します。

#### <留意事項>

- (特になし)

#### 4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

#### C)認定後対応

#### (5) 不適正事案への対処

#### <事務の内容>

国の事務	•	監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督を
		実施します。
	•	不適正処理事案への対応状況などについて自治体への情報提
		供を行います。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案の発見などについて国への情
		報提供のご協力をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案への対応状況などについて都
		道府県等への情報提供をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。

#### (補足説明)

- 上記における「不適正処理事案」とは、例えば、市民の方から国に直接、生活環境保全 上の支障等があるような処理をしている旨の通報が入った場合や、廃棄物処理法許可に おける欠格要件に該当する情報等が寄せられた場合、立入検査により違反を覚知した場 合など、廃棄物処理法において不適正な処理が行われていると思われる事案を想定して います。
- 類型①及び類型②の場合、認定事業者への監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督は主として国が実施する形となりますが、都道府県等及び市区町村が認定事業者に対する指導を一切行うことができないわけではなく、広域認定や無害化処理認定等の他の認定制度と同様に、必要があれば都道府県等及び市区町村においても行政処分を行うことができるような体制を確保しています。具体的には、高度化法第13条及び第18条における読み替え等を通じて、廃棄物処理法第19条の3、第19条の4及び第19条の5に基づく改善命令及び措置命令が可能です。なお、改善命令等を行うために必要な報告徴収等は廃棄物処理法に基づいて実施いただくことが可能です。
- つきましては、都道府県等及び市区町村においては、不適正処理事案を発見した場合な ど、積極的な国への情報提供についてご協力をお願いいたします。

#### <留意事項>

○ 都道府県等及び市区町村が措置命令を行い、行政代執行を行う必要性が出てきた場合 は、国が認定した施設に対して都道府県等及び市区町村が行政代執行を行うことが可能

#### 4.1. 新規認定時

【パターン2】 類型①又は類型②において施設の新規設置を伴わない新規認定

ですが、このような状態とならぬよう、国としても地方公共団体と十分に情報共有を行い、未然防止に努めます。

- 認定事業者及び再委託受託者が、一般廃棄物を処理する場合は廃棄物処理法の一般廃棄物処理基準が適用され、廃棄物処理法第19条の4の適用はその対象者の認定又は許可の有無によらないことから、高度化法の条文上で明記されておりません。したがって、処理対象が一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれでも改善命令及び措置命令が可能です。
  - ※類型①においては、廃棄物を直接取り扱わず、全量を再委託で処理する場合があるため、 高度化法第13条第8項にて、措置命令の対象者になりうることを明示しています。

#### (参考)本項に関連する高度化法及び廃棄物処理法の条項

○ 本項目に関連する、高度化法第 13 条及び第 18 条及び廃棄物処理法第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5 の規定は下記のとおりです。

法	章・説	条文の抜粋
高度化法	第三章	(廃棄物処理法の特例)
1.432 (2.12)	資源循環	第十三条 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は
	の促進の	第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受
	ための再	けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一般廃棄
	資源化事	物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又は産業
	業等の高	廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)
	度化	を業として実施することができる。
	第二節	2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬
	高度再資	又は処分に該当するものに限る。) を認定高度再資源化事業計画に記載された第十一
	源化事業	条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなけれ
	計画の認	ばならない。
	定等	3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施す
		る者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者
		に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しく
		は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資
		源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することができ
		<u> వ</u> .
		4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは運搬又
		は処分を業として行う者に限る。)は、政令で定める基準に従い、当該収集若しくは
		運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の
		二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理
		基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法
		律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は」と、同項中
		「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のため
		の再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第四項の政令で定める基準又は産
		業廃棄物保管基準」とする。
		5 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第
		十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又
		は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五
		項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含
		む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十二項に
		規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
		一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。 6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。 7 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者以産業廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 8 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬とは処分(保管を含む。以下この項において同じ。)が行われた場合において、認定高度再資源化事業者が当該収集、運搬者しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬者しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬者しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九条の四(廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。
	(同章) 第高回計 定等	第十八条 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。 2 認定高度分離・回収事業者(産業廃棄物の処分を業として行う者に限る。)は、政令で定める基準に従い、当該処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は」と、同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十八条第二項の政令で定める基準又は直業廃棄物保管基準」とする。 3 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項から第十六項まで及び第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十一項まで及び第十四条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物処分業者とみなす。 4 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
廃棄物	第四章	(改善命令)
処理法	維則	第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長  二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事  三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物の出該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大
		臣 (措置命令) 第十九条の四 一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準) に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。) は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。) を講ずべきことを命ずることができる。
		第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。  2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
		第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物に
		あつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準) に適合し
		ない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保
		全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十
		九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産
		業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。)
		である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において
		同じ。) は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処
		分者等」という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきこと
		を命ずることができる。
		一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(第十一条第二項又は第三項の規
		定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都
		道府県を除く。)
		二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十
		四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収
		集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
		三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の
		処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあ
		つては、その使用に係る義務を含む。) について、次のいずれかに該当する者
		があるときは、その者
		イ 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含
		む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又
		は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし
		て管理票を交付した者
		ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又
		は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の
		写しを送付した者
		ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
		ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違
		反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載 かず、
		せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理
		第71年の三第二頃、第71頃、第71頃又は第11頃の規定に達及して、管理 票又はその写しを保存しなかつた者
		宗文はての争しを休存しながった有 へ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
		ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
		チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
		リ 第十二条の五第一項又は第二項(これらの規定を第十五条の四の七第二項
		において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽
		の登録をした者
		ヌ 第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の
		報告をした者
		ル 第十二条の五第十一項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
		四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合
		における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託して
		いた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、
		第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は
		処分を他人に委託していた者を除く。) を除く。)
		五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に
		対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違
		反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若
		しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるとき
		は、その者
		2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

# 4.1. 新規認定時

法	章・説	条文の抜粋
		第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。  2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

#### 【パターン3】類型③の新規認定

#### A)事前相談対応

#### (1) 事業概要資料の授受

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請者からの事前相談の受付・対応を行います。
	▶ 事業の内容が各類型で設定する方向性と一致しているか
	の確認
	<ul><li>生活環境影響調査の実施計画の確認</li></ul>
	● 地方公共団体への情報共有
	▶ 事業概要資料(申請様式別紙1添付資料)の送付
都道府県等の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。
市区町村の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。

#### (補足説明)

- 認定申請を行うにあたり、申請者が任意で実施する事前相談の窓口は国となりますが、 他法令及び設置予定地域の条例(例:建築基準法、都市計画法、景観条例、生活環境条例 等)等への対応の観点から、その詳細について問い合わせが届く可能性はあり、可能な範 囲で対応をお願いいたします。
- 国から地方公共団体に対して事業概要資料を共有する際、申請者による申請書・添付書 類の作成状況に応じて、可能な範囲で図面等の提供を行います。

#### <留意事項>

- 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。
- 類型③に該当する事業の場合、高度化法による国の認定を受けるか、廃棄物処理法に基づく都道府県等の変更許可を受けるかの2つの選択肢がありますが、高度化法は後者の選択を妨げるものではなく、いずれを選択するかは事業者判断となります。なお、このような対応は認定後に施設変更等を行う場合も同様です。
- 特に一般廃棄物処理施設に係る変更許可については、1つの許可で取り扱う施設の範囲等が地方公共団体により大きく異なる可能性があるため、事前相談の段階で、各地方公

4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

共団体に対し、廃棄物処理法の観点からどのような許認可上どのような手続きとなるのか、ヒアリングする場合があります。

○ また、類型③は認定の取得により廃棄物処理法第9条第1項又は第15条の2の6第1項で規定される廃棄物処理施設の変更許可を受けたものとみなされます。これらの変更許可の規定では「~ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。」となっており、環境省令で定められた変更は軽微な変更届出でも処理が可能となります。類型③については、温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入を対象としており、その変更が変更許可相当なのか軽微な変更届出相当なのかを限定しておりません。そのため、当該設備の導入について、上記のとおり軽微な変更届出相当の変更をあえて変更許可として処理することも可能であることから、これらの施設の導入を類型③の対象とすることも可能です。ただし、軽微な変更届出相当の変更であっても、類型③の申請をする場合は、生活環境影響調査の実施や、認定後に施設の使用前に使用前検査を受けることなどの対応が必要となります。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

#### B)申請対応

(2) 申請状況の把握 及び 既存施設に係る認定関連資料の確認(1次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請書が提出された事業に関係する都道府県等及び市区町村
	へ情報共有を行います。
都道府県等の事務	● (国からの情報の把握)
	● 【任意の事務】申請者から国が受領した既存施設に係る認定
	関連資料の確認へのご協力をお願いします。
市区町村の事務	― (国からの情報の把握のみ)

#### (補足説明)

- 申請者からの新規認定申請を国が受け付け、1次審査(申請書上の記載不備等の有無の確認)を実施します。その後、2次審査(申請内容が高度化法の認定に適する事業か否かの審査)に進む場合には、その事実について、関係する都道府県等及び市区町村に情報共有を行います。
- 申請が類型③に該当する場合、国が2次審査を行うに当たり、既存の廃棄物処理施設の情報と照らし合わせる必要が出てきます。これら既存施設について保有する許可情報などの最新資料は申請者に提出いただきますが、地方公共団体が把握している情報との相違がないかの確認についてご協力をお願いいたします。

#### <留意事項>

○ 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

#### (3) 意見書の提出(2次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	•	都道府県等及び市区町村に通知し、意見照会を行います。
	•	ただし、政令で定める施設(焼却施設)の設置を伴う場合は
		1か月間の告示・縦覧に付した上で通知します。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書
		を提出できます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書
		を提出できます。

#### (補足説明)

- 2次審査の過程で国は関係する都道府県等及び市区町村に対して通知及び意見照会を 行います。なお、政令で定める施設(焼却施設)の設置を伴う場合については、申請書の 副本と生活環境影響調査(ミニアセス)の1か月間の告示・縦覧を行ったうえで通知しま す。なお、縦覧は環境省本省、地方環境事務所及び施設設置先となる地方公共団体(都道 府県及び市区町村)での実施を依頼する想定です。
- 通知を受けた都道府県等及び市区町村は、国に対して意見書を提出できます。なお、意 見書は原則メールでの受付のみとさせていただきます。メールの送付先は下記のとおり です。

#### [意見書の提出先]

環境省 環境再生·資源循環局 資源循環課

koudoka@env.go.jp

#### <留意事項>

- 高度化法における告示・縦覧の対象は、政令で定める施設(焼却施設)を設置する場合 のみです。その他の施設については告示・縦覧は行わず、国が任意で意見交換を依頼する 場合があります。
- 意見照会の実施期間については、焼却施設を設置する場合は、告示縦覧期間が1か月、 意見聴取と回答期間が2週間の計1.5か月となることを想定しており、その他の施設を 設置する場合は、告示・縦覧は伴わず意見交換と回答期間が1か月程度となることを想 定しています。
- 意見照会の内容については、焼却施設の設置を含む場合は生活環境上の保全上の意見を想定していますが、(その他の施設を設置する場合も含めて)生活環境保全上以外の見地で地方公共団体の意見を述べることは妨げるものではなく、当該事業に関する幅広な

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

内容を想定しています。

- 意見照会にあたっては、可能な範囲で申請書類を提供することが可能です。国から地方 公共団体、地方公共団体から国のいずれについても申請者に係る情報について共有する ことは、認定申請手引きにて情報共有を実施する旨を明記しているため、原則は不要と考 えますが、資料共有に際して申請者の合意を得ていることがわかる書面を地方公共団体 が必要とする場合は、申請者から提出いただけるように対応することも状況に応じて検 討します。
- 都道府県等及び市区町村との連絡はそれぞれ環境省が直接実施しますが、それぞれの 意見内容を共有する場合があります(例:市区町村の意見を都道府県等に共有)。

#### (4) 審査結果の把握 及び 事務の引継ぎ

#### <事務の内容>

国の事務	● 審査の結果を都道府県等及び市区町村に対して伝達します。
	● 認定関連資料を都道府県等に送付し、事務の引継ぎを依頼し
	ます。
都道府県等の事務	● (国から提供される審査結果を把握する。)
	● 【高度化法に基づく事務】国から申請書類一式の共有を受
	け、認定後の事務を引き継ぎます。
市区町村の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)

#### (補足説明)

- 国は、2次審査の審査結果について、認定の場合は高度化法に基づく通知として、また 不認定の場合は事務連絡として、事業を実施する区域の都道府県等及び市区町村に伝達 します。
- 伝達した審査対象が類型③で認定される事業の場合、高度化法では既存施設にかかる 変更を行ったものとみなすため、引き続き地方公共団体が指導・監督等に関する権限を有 します。そのため、使用前検査から都道府県等に認定後対応の事務のご協力をお願いいた したく、国から都道府県等に対して認定の通知とともに申請書類一式の共有を行い、事務 の引継ぎを行います。

#### <留意事項>

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

#### C)認定後対応

#### (5) 使用前検査の実施(事業実施前)

#### <事務の内容>

国の事務	● 使用前検査へ同行します。
都道府県等の事務	<ul><li>● 【廃棄物処理法に基づく事務】廃棄物処理法に基づいて使用 前検査を実施します。</li><li>(廃棄物処理法に基づく変更許可時の使用前検査として実</li></ul>
	施)
市区町村の事務	_

#### (補足説明)

- 類型③で認定される事業の場合、高度化法では高度化法第 21 条に基づいて既存施設にかかる変更を行ったものとみなすため、引き続き地方公共団体が指導・監督等に関する権限を有します。そのため、都道府県等におかれては、使用前検査をはじめとする認定後対応の事務のご協力をお願いいたします。
- 使用前検査では、申請内容通りに設備等が設置されているかについて確認を行うものであり、廃棄物処理法に規定される変更許可時の使用前検査となります。
- 使用前検査の実施に際しては、国の担当者も同行します。具体的には、都道府県等及び 市区町村から環境省本省に使用前検査の実施について予告のご連絡をいただき、検査日 を調整したうえで、管轄する環境省地方環境事務所の職員が同行します。

#### <留意事項>

- 廃棄物処理法では、申請内容への適合性を都道府県知事が確認することとされていますが、高度化法における実務上は、使用前検査に国の担当者が同行し、国の責任において申請内容との整合性を一体的に確認し、その結果を国の見解として都道府県知事に伝達するなど、柔軟な対応を行うことも想定しています。
- 高度化法では認定申請にあたり算出すべき指標(類型③の場合は温室効果ガス排出量の削減効果)が定められていますが、使用前検査の内容はあくまで廃棄物処理法に基づくものを意図しており、当該指標に係る内容を確認する必要はありません。

#### (参考)本項に関連する高度化法及び廃棄物処理法の条項

○ 本項目に関連する、高度化法第21条及び廃棄物処理法の規定は下記のとおりです。

法	章・説	条文の抜粋
高度化法	第三章	(廃棄物処理法の特例)
	資源循環の促進の	第二十一条 前条第一項の認定を受けた者(第四十三条第一項第一号ハにお

# 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

法	章・説	条文の抜粋
	ための再資源化事 業等の高度化 第四節 再資源化工程高度 化計画の認定等	いて「認定再資源化工程高度化計画実施者」という。)は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画(同号ハにおいて「認定再資源化工程高度化計画」という。)に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法第九条第一項 又は第十五条の二の六第一項の許可を受けたものとみなす。
廃棄物処理法	第二章 一般廃棄物	(変更の許可等) 第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条
		第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。
		~~~ 中略 ~~~  5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
		~~~ 後略 ~~~
		(一般廃棄物処理施設の許可) 第八条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
		~~~ 後略 ~~~
	第三章 産業廃棄物	(変更の許可等) 第十五条の二の六 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条 第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環 境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならな い。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限 りでない。 2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項まで の規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた
		者について準用する。

# 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

法	章・説	条文の抜粋
		(許可の基準等)
		第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれ にも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
		~~~ 中略 ~~~
		5 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
		(産業廃棄物処理施設) 第十五条 産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

#### (6) 不適正事案への対処(事業実施中)

#### <事務の内容>

国の事務	
都道府県等の事務	<ul><li>■ 【廃棄物処理法に基づく事務】廃棄物処理法に基づいて監督、指導、行政処分、報告徴収、立入検査などの管理・監督を実施する。</li></ul>
市区町村の事務	

#### (補足説明)

- 上記における「不適正処理事案」とは、例えば、一般の方から国に直接、生活環境保全 上の支障等があるような処理をしている旨の通報が入った場合や、廃棄物処理法許可に おける欠格要件に該当する情報等が寄せられた場合など、廃棄物処理法において不適正 な処理が行われていると思われる事案を想定しています。
- パターン3 (=類型③) の場合、(5)に記載の通り、高度化法第21条に基づいて既存施設にかかる変更を行ったものとみなすため、引き続き地方公共団体が指導・監督等に関する権限を有します。そのため、認定事業者への監督、指導、行政処分、報告徴収、立入検査などの管理・監督は、都道府県等及び市区町村において、廃棄物処理法に基づいて実施いただくこととなります。

#### <留意事項>

- 高度化法第13条第3項では産業廃棄物に限定していますが、一般廃棄物を処理する場合は廃棄物処理法の一般廃棄物処理基準が適用されるため、読み替えの必要がなく高度化法の条文上で明記されておりません。したがって、処理対象が一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれでも改善命令及び措置命令が可能です。
- 前述の通り、高度化法では既存施設にかかる変更を行ったものとみなすため、類型③には認定取消の規定がありません。そのため、各都道府県等において廃棄物処理法上の立入 検査、改善命令、措置命令及び許可取消を実施いただくものとなります。

#### 4.1. 新規認定時

【パターン3】 類型③の新規認定

#### (7) その他の監督・指導・助言(事業実施中)

※前項の管理・監督に依らない認定事業者への監督・指導・助言について記すもの。

- 類型③の認定を受けた場合、業の変更が必要か否かは既存の業許可の内容により判断する必要があります。(事象の例:取り扱う廃棄物の種類が増加した場合、処理工程が追加あるいは変更された場合、など)
- 類型③の認定を受けた後に施設変更等を行う場合、再度高度化法による国の認定を受けるか、廃棄物処理法に基づく都道府県等の変更許可を受けるかの2つの選択肢がありますが、高度化法は後者の選択を妨げるものではなく、いずれを選択するかは事業者判断となります。

## 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

#### 4.2 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

#### A)事前相談対応

#### (1) 事業概要資料の授受

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請者からの事前相談の受付・対応を行います。
	▶ 事業の変更内容が妥当かの確認
	<ul><li>生活環境影響調査の実施計画の確認</li></ul>
	● 地方公共団体への情報共有
	▶ 変更認定に係る事業概要資料の送付
都道府県等の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。
市区町村の事務	—
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。

#### (補足説明)

- 新規認定申請時と同様に、変更認定申請を行うにあたり申請者が任意で実施する事前相談の窓口は国となりますが、他法令及び設置予定地域の条例(例:建築基準法、都市計画法、景観条例、生活環境条例等)等への対応の観点から、その詳細について問い合わせが届く可能性はあり、可能な範囲で対応をお願いいたします。
- 国から地方公共団体に対して事業概要資料を共有する際、申請者による申請書・添付書 類の作成状況に応じて、可能な範囲で図面等の提供を行います。

#### <留意事項>

- (特になし)

#### 4.2. 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

#### B)申請対応

## (2) 申請状況の把握(1次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請書が提出された事業に関係する都道府県等及び市区町村
	へ情報共有を行います。
都道府県等の事務	一(国からの情報の把握のみ)
市区町村の事務	一(国からの情報の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 申請者からの変更認定申請を国が受け付け、1次審査(申請書上の記載不備等がないかの確認)を実施します。その後、2次審査(申請内容が高度化法の認定に適する事業か否かの審査)に進む場合には、その事実について、関係する都道府県等及び市区町村に情報共有を行います。

#### <留意事項>

○ 過去に法令での違反実績があるなど、都道府県等及び市区町村が独自に把握している 情報がある場合には、対応可能な範囲で国へ情報提供をいただけましたら、参考とさせて いただきます。

## 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

#### (3) 意見書の提出(2次審査時)

#### <事務の内容>

国の事務	•	都道府県等及び市区町村に通知し、意見照会を行います。
	•	ただし、政令で定める施設(焼却施設)の追加設置を伴う場
		合は1か月間の告示・縦覧に付した上で通知します。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書
		を提出できます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】国からの通知を踏まえ、必要に応じて意見書
		を提出できます。

#### (補足説明)

- 2次審査の過程で国は関係する都道府県等及び市区町村に対して通知及び意見照会を 行います。なお、政令で定める施設(焼却施設)の設置を伴う場合については、申請書の 副本と生活環境影響調査(ミニアセス)の1か月間の告示・縦覧を行ったうえで通知しま す。
- 通知を受けた都道府県等及び市区町村は、国に対して意見書を提出できます。なお、意 見書は原則メールでの受付のみとさせていただきます。メールの送付先は下記のとおり です。

#### [意見書の提出先]

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

koudoka@env.go.jp

#### <留意事項>

- 高度化法における告示・縦覧の対象は、政令で定める施設(焼却施設)を追加設置する 場合のみです。その他の施設については告示・縦覧は行わず、国が任意で意見交換を依頼 する場合があります。
- 意見照会の実施期間については、焼却施設を設置する場合は、告示縦覧期間が 1 か月、 意見聴取と回答期間が 2 週間の計 1.5 か月となることを想定しており、その他の施設を 設置する場合は、告示縦覧は伴わず意見交換と回答期間が 1 か月程度となることを想定 しています。
- 意見照会の内容については、焼却施設の設置を含む場合は生活環境上の保全上の意見を想定していますが、(その他の施設を設置する場合も含めて)生活環境保全上以外の見地で地方公共団体の意見を述べることは妨げるものではなく、当該事業に関する幅広な内容を想定しています。

## 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

- 意見照会にあたっては、可能な範囲で申請書類を提供することが可能です。国から地方 公共団体、地方公共団体から国のいずれについても申請者に係る情報について共有する ことは、認定申請手引きにて情報共有を実施する旨を明記しているため、原則は不要と考 えますが、資料共有に際して申請者の合意を得ていることがわかる書面を地方公共団体 が必要とする場合は、申請者から提出いただけるように対応することも状況に応じて検 討します。
- 都道府県等及び市区町村との連絡はそれぞれ環境省が直接実施しますが、それぞれの 意見内容を共有する場合があります(例:市区町村の意見を都道府県等に共有)。

#### 4.2. 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

#### (4) 審査結果の把握

#### <事務の内容>

国の事務	● 審査の結果を都道府県等及び市区町村に対して伝達します。
都道府県等の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)
市区町村の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 国は、2次審査の審査結果について、認定の場合は高度化法に基づく通知として、また 不認定の場合は事務連絡として、事業を実施する区域の都道府県等及び市区町村に伝達 します。

#### <留意事項>

- (特になし)

#### C)認定後対応

(5) 使用前検査相当の施設確認の実施(事業実施前)

#### <事務の内容>

国の事務	•	使用前検査相当の施設確認を実施します。
都道府県等の事務		
市区町村の事務		

#### (補足説明)

○ 類型①又は類型②における変更認定申請で廃棄物処理施設の追加設置を伴う場合は、 認定を受けた事業を開始するにあたり、国は廃棄物処理法に規定される廃棄物処理施設 の使用開始前の検査に相当する確認を行います。

#### <留意事項>

- (特になし)

## 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

#### (6) 不適正事案への対処(事業実施中)

#### <事務の内容>

国の事務	•	監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督を
		実施します。
	•	不適正処理事案への対応状況などについて自治体への情報提
		供を行います。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案の発見などについて国への情
		報提供のご協力をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案への対応状況などについて都
		道府県等への情報提供をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。

#### (補足説明)

- 上記における「不適正処理事案」とは、例えば、市民の方から国に直接、生活環境保全 上の支障等があるような処理をしている旨の通報が入った場合や、廃棄物処理法許可に おける欠格要件に該当する情報等が寄せられた場合、立入検査により違反を覚知した場 合など、廃棄物処理法において不適正な処理が行われていると思われる事案を想定して います。
- 類型①及び類型②の場合、認定事業者への監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督は主として国が実施する形となりますが、都道府県等及び市区町村が認定事業者に対する指導を一切行うことができないわけではなく、広域認定や無害化処理認定等の他の認定制度と同様に、必要があれば都道府県等及び市区町村においても行政処分を行うことができるような体制を確保しています。具体的には、高度化法第13条及び第18条における読み替え等を通じて、廃棄物処理法第19条の3、第19条の4及び第19条の5に基づく改善命令及び措置命令が可能です。なお、改善命令等を行うために必要な報告徴収等は廃棄物処理法に基づいて実施いただくことが可能です。
- つきましては、都道府県等及び市区町村においては、不適正処理事案を発見した場合な ど、積極的な国への情報提供についてご協力をお願いいたします。

#### <留意事項>

○ 都道府県等及び市区町村が措置命令を行い、行政代執行を行う必要性が出てきた場合は、国が認定した施設に対して都道府県等及び市区町村が行政代執行を行うことが可能ですが、このような状態とならぬよう、国としても地方公共団体と十分に情報共有を行い、

4.2. 変更認定時

【パターン4】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴う変更認定

未然防止に努めます。

○ 高度化法第13条第3項では産業廃棄物に限定していますが、一般廃棄物を処理する場合は廃棄物処理法の一般廃棄物処理基準が適用されるため、読み替えの必要がなく高度化法の条文上で明記されておりません。したがって、処理対象が一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれでも改善命令及び措置命令が可能です。

### (参考)本項に関連する高度化法及び廃棄物処理法の条項

○ 本項目に関連する、高度化法第 13 条及び第 18 条及び廃棄物処理法第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5 の規定は下記のとおりです。

高度化法 第三章 資源 循環 の促進の ための再 ための再 資源 化事業 等の高 度乗物処理法第二条部二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又 廃棄物の収集者しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において「 を業として実施することができる。 2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集者しく 又は処分に該当するものに限る。)を認定高度再資源化事業計画に記載された条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わばならない。 3 認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集者しくは	項マけ
の促進のための再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一物の要素物の収集若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一物の廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において「を業として実施することができる。 2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しく又は処分に該当するものに限る。)を認定高度再資源化事業計画に記載された条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わばならない。 3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業としてる者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	佰マは
ための再 資源化事 業等の高度 度化 第二節 高度再資源化事業者は、前項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又 廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において「 を業として実施することができる。 2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しく 又は処分に該当するものに限る。)を認定高度再資源化事業計画に記載された 条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わ ばならない。 3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として る者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定 に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項 は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高 源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施すること る。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	7//10
資源化事業等の高度化 第二節高度再資源化事業者は、前項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において「を業として実施することができる。2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しく又は処分に該当するものに限る。)を認定高度再資源化事業計画に記載された条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わばならない。3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業としてる者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高渡化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	可を受
業等の高度化	般廃棄
度化 第二節	は産業
第二節 a 度 再 資	1じ。)
高度再資源化事業計画に記載された条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わばならない。  記定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業としてる者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。  4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	
源 化 事 業計画 の認定等 2 条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わばならない。 2 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業としてる者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	
計画の認定等	
定等 3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業としてる者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	なけれ
る者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	
に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項 は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高 源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施すること る。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	/
は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することる。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	
源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施すること る。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	
る。 4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	
4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは	かでき
	YEFFAU →7
┃	
は処力を乗さして119名に限る。)は、政市で足める基準に使い、国該収集名   運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十	
正第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄	
本準又は   とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関	
全年文は」とあるめは「真体情味の促進のための行真体に事業等の同及化に展 律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は」と、	,
「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進	
の再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第四項の政令で定める基準	
業廃棄物保管基準」とする。	八百庄
5 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三	項、第
十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む	
は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から	0 ,
項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰	
む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十	
規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若	しくは
一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第	十二項
に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)	若しく
は産業廃棄物処分業者とみなす。	
6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及	www.
四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物	い第十

# 4.2. 変更認定時

法	章・説	条文の抜粋
		第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。  7 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物収分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。  8 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分(保管を含む。以下この項において同じ。)が行われた場合において、認定高度再資源化事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九条の四(廃棄物処理法第十九条の十第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。
	(同章) 第三度 収画 第三度 収画 第二章 で	第十八条 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。 2 認定高度分離・回収事業者(産業廃棄物の処分を業として行う者に限る。)は、政令で定める基準に従い、当該処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は」と、同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化等業等の高度化に関する法律第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 3 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項から第十六項まで及び第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十七項まで及び第十四条の三の見定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。 4 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。
廃棄物 処理法	第四章 雑則	(改善命令) 第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産

# 4.2. 変更認定時

法	章・説	条文の抜粋
		業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長  二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事  三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物のでは、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合環境大臣
		(措置命令) 第十九条の四 一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準) に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長 (前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。) は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者 (第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置 (以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。
		第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の認定に係る一般 廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも 該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべき ことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲 内のものでなければならない。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担して いないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることが できたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の 除去等の措置を採らせることが適当であるとき。  2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
		第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準 (特別管理産業廃棄物に あつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準) に適合し ない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保 全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十 九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産

# 4.2. 変更認定時

法	章・説	条文の抜粋
		業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。)
		である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において
		同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処
		分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきこと
		を命ずることができる。
		一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(第十一条第二項又は第三項の規
		定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都 道府県を除く。)
		二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十
		四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収
		集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
		三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の 加田の行和にかける第四世に係る業務(電子は初田知知の会社に対ける第四世に係る業務(電子は初田知知の会社は日本を担合にお
		処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあっては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者
		があるときは、その者
		イ 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含
		む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又
		は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし
		て管理票を交付した者
		ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又
		は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の
		写しを送付した者
		ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者 第117条の三第四項第117は第17項以第117条の工第十項の担実に第
		ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違 反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載
		せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
		ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理
		票又はその写しを保存しなかつた者
		へ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
		ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
		チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
		リ 第十二条の五第一項又は第二項(これらの規定を第十五条の四の七第二項
		において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽 の登録をした者
		ヌ 第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の
		報告をした者
		ル 第十二条の五第十一項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
		四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合
		における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託して
		いた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、
		第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は
		処分を他人に委託していた者を除く。) を除く。)
		五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に
		対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違
		反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若
		しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるとき
		は、その者 2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
		2 カール木ツ四カーヴャルが足は、削ヴルルが足による叩うにブル・(平川りる。
		第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又
		は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、
		都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄
		物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の

# 4.2. 変更認定時

法	章・説	条文の抜粋
		発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。  2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

# 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

【パターン5】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない変更認定

#### 【パターン5】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない変更認定

#### A)事前相談対応

#### (1) 事業概要資料の授受

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請者からの事前相談の受付・対応を行います。
	▶ 事業の変更内容が妥当かの確認
	● 地方公共団体への情報共有
	▶ 変更認定に係る事業概要資料の送付
都道府県等の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。
市区町村の事務	_
	※状況に応じて関係法令及び設置予定地域の条例等に関して申請者
	から照会を受ける場合はあります。

#### (補足説明)

- 新規認定申請時と同様に、変更認定申請を行うにあたり申請者が任意で実施する事前相談の窓口は国となりますが、他法令及び設置予定地域の条例(例:建築基準法、都市計画法、景観条例、生活環境条例等)等への対応の観点から、その詳細について問い合わせが届く可能性はあり、可能な範囲で対応をお願いいたします。
- 国から地方公共団体に対して事業概要資料を共有する際、申請者による申請書・添付書 類の作成状況に応じて、可能な範囲で図面等の提供を行います。

#### <留意事項>

一 (特になし)

## 4.2. 変更認定時

【パターン5】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない変更認定

## B)申請対応

## (2) 審査結果の把握

#### <事務の内容>

国の事務	● 審査の結果を都道府県等及び市区町村に対して伝達します。
都道府県等の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)
市区町村の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 国は、審査結果について、認定の場合は高度化法に基づく通知として、また不認定の場合は事務連絡として、事業を実施する区域の都道府県等及び市区町村に伝達します。

#### <留意事項>

- (特になし)

## 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

【パターン5】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない変更認定

#### C)認定後対応

#### (3) 不適正事案への対処

#### <事務の内容>

国の事務	•	監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督を
		実施します。
	•	不適正処理事案への対応状況などについて自治体への情報提
		供を行います。
都道府県等の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案の発見などについて国への情
		報提供のご協力をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。
市区町村の事務	•	【任意の事務】不適正処理事案への対応状況などについて都
		道府県等への情報提供をお願いします。
	•	【廃棄物処理法に基づく事務】必要に応じて、廃棄物処理法
		に基づく改善命令及び措置命令を行うことができます。

#### (補足説明)

- 上記における「不適正処理事案」とは、例えば、市民の方から国に直接、生活環境保全 上の支障等があるような処理をしている旨の通報が入った場合や、廃棄物処理法許可に おける欠格要件に該当する情報等が寄せられた場合、立入検査により違反を覚知した場 合など、廃棄物処理法において不適正な処理が行われていると思われる事案を想定して います。
- 類型①及び類型②の場合、認定事業者への監督、指導、助言、報告徴収、立入検査などの管理・監督は主として国が実施する形となりますが、都道府県等及び市区町村が認定事業者に対する指導を一切行うことができないわけではなく、広域認定や無害化処理認定等の他の認定制度と同様に、必要があれば都道府県等及び市区町村においても行政処分を行うことができるような体制を確保しています。具体的には、高度化法第13条及び第18条における読み替え等を通じて、廃棄物処理法第19条の3、第19条の4及び第19条の5に基づく改善命令及び措置命令が可能です。なお、改善命令等を行うために必要な報告徴収等は廃棄物処理法に基づいて実施いただくことが可能です。
- つきましては、都道府県等及び市区町村においては、不適正処理事案を発見した場合な ど、積極的な国への情報提供についてご協力をお願いいたします。

#### <留意事項>

○ 都道府県等及び市区町村が措置命令を行い、行政代執行を行う必要性が出てきた場合 は、国が認定した施設に対して都道府県等及び市区町村が行政代執行を行うことが可能

# 4. 国及び地方公共団体との間で連携する事務の具体内容 4.2. 変更認定時

【パターン5】 類型①又は類型②において施設の追加設置を伴わない変更認定

ですが、このような状態とならぬよう、国としても地方公共団体と十分に情報共有を行い、未然防止に努めます。

- 認定事業者及び再委託受託者が、一般廃棄物を処理する場合は廃棄物処理法の一般廃棄物処理基準が適用され、廃棄物処理法第19条の4の適用はその対象者の認定又は許可の有無によらないことから、高度化法の条文上で明記されておりません。したがって、処理対象が一般廃棄物及び産業廃棄物のいずれでも改善命令及び措置命令が可能です。
- ※類型①においては、廃棄物を直接取り扱わず、全量を再委託で処理する場合があるため、 高度化法第13条第8項にて、措置命令の対象者になりうることを明示しています。

#### (参考)本項に関連する高度化法及び廃棄物処理法の条項

○ 本項目に関連する、高度化法第 13 条及び第 18 条及び廃棄物処理法第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5 の規定は下記のとおりです。

法	章・説	条文の抜粋
高度化法	第三章	(廃棄物処理法の特例)
1.4321212	資源循環	第十三条 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は
	の促進の	第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受
	ための再	けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一般廃棄
	資源化事	物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又は産業
	業等の高	廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)
	度化	を業として実施することができる。
	第二節	2 認定高度再資源化事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬
	高度再資	又は処分に該当するものに限る。) を認定高度再資源化事業計画に記載された第十一
	源化事業	条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなけれ
	計画の認	ばならない。
	定等	3 認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施す
		る者(認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者
		に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しく
		は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資
		源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施することができ
		る。
		4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者(産業廃棄物の収集若しくは運搬又
		は処分を業として行う者に限る。)は、政令で定める基準に従い、当該収集若しくは
		運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の
		二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理
		基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法
		律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は」と、同項中
		「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のため
		の再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第四項の政令で定める基準又は産
		業廃棄物保管基準」とする。
		5 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第
		十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又
		は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五
		項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含
		む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十二項に
		規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは

# 4.2. 変更認定時

法	章・説	条文の抜粋
		一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。  6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。  7 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物収分業者又は産業廃棄物収分業者又は産業廃棄物収分業者又は産業廃棄物収分業者又は産業廃棄物収分業者又は産業廃棄物収分業者とみなす。この場合において、同条第二号中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十三条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。  8 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬とする一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬者しくは処分を行うことを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬者しくは処分を行うことを助けたときは、当該認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九条の四(廃棄物処理法第十九条の四(原棄物処理法第十九条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。
	(同章) 第三原分離・ 実認 (同章) 第三字分事の (同章) 第二字等 (日本) 第二字等 (日本) 第二字 (日本) 日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	第十八条 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。 2 認定高度分離・回収事業者(産業廃棄物の処分を業として行う者に限る。)は、政令で定める基準に従い、当該処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は」と同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。 3 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項から第十二条第五項、第十二条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十十四集をの三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理業を含む。)の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号)第十八条第二項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

# 4.2. 変更認定時

法	章・説	条文の抜粋
廃棄物	第四章	(改善命令)
処理法	維則	第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。  一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第三号に掲げる場合を除く。) 市町村長  二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事  三 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物の出該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大
		臣 (措置命令) 第十九条の四 一般廃棄物処理基準 (特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準) に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。) は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。) を講ずべきことを命ずることができる。
		第十九条の四の二 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。  2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

# 4.2. 変更認定時

	条文の抜粋
	第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物に
	あつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合し
	ない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保
	全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(第十
	九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産
	業廃棄物を輸入した者(その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。)
	である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において
	同じ。) は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処
	分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきこと
	を命ずることができる。
	一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者(第十一条第二項又は第三項の規
	定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都
	道府県を除く。)
	二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十
	四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収
	集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者
	三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の
	処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあ
	つては、その使用に係る義務を含む。) について、次のいずれかに該当する者
	があるときは、その者
	イ 第十二条の三第一項(第十五条の四の七第二項において準用する場合を含
	む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又
	は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし
	て管理票を交付した者
	ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又
	は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の
	写しを送付した者
	ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
	ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第六項の規定に違
	反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載 いが、#**、 かいたが、これがか、これで表示であり、かがない。 ***
	せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
	ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理
	票又はその写しを保存しなかった者
	へ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
	ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
	チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
	リ 第十二条の五第一項又は第二項(これらの規定を第十五条の四の七第二項
	において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽 の登録をした者
	ヌ 第十二条の五第三項又は第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の
	報告をした者
	ル 第十二条の五第十一項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
	四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合
	における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託して
	いた者(第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、
	第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は
	知
	五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に
	対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違
	反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若
	しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるとき
	は、その者
	2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

# 4.2. 変更認定時

法章	条文の抜粋
法	条文の抜粋 第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。  二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。 2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

#### 4.3. 変更届出時

【パターン6】 類型①又は類型②の変更届出

#### 4.3 変更届出時

【パターン6】 類型①又は類型②の変更届出

#### A)事前相談対応

(1) 事業概要資料の授受

#### <事務の内容>

国の事務	● 申請者からの事前相談の受付・対応を行います。
	▶ 届出内容に関する質問対応
都道府県等の事務	_
市区町村の事務	_

#### (補足説明)

○ 変更届出を行うにあたり申請者が任意で実施する事前相談の窓口は国となります。変 更届出の対象は事業の認定範囲に含まれる再委託受託者(ただし、規則第4条第2項で規 定する措置を講じている場合に限る)の変更や、収集又は運搬の用に供する施設に係る変 更、処分の用に供する施設に含まれる保管施設に係る変更、などであり、都道府県等及び 市区町村に当該届出の処理において事務をお願いすることは想定していません。

#### <留意事項>

- (特になし)

## 4.3. 変更届出時

【パターン6】 類型①又は類型②の変更届出

## B)申請対応

## (2) 審査結果の把握

#### <事務の内容>

国の事務	● 届出の内容を都道府県等及び市区町村に対して伝達します。
都道府県等の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)
市区町村の事務	―(国から提供される審査結果の把握のみ)

#### (補足説明)

○ 国は、届出の内容について、事務連絡として、事業を実施する区域の都道府県等及び市 区町村に伝達します。

#### <留意事項>

- (特になし)

## 5. 再資源化事業等高度化法に関する問い合わせ先

## 5. 再資源化事業等高度化法に関する問い合わせ先

## 環境省本省

●環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 23 階 電話 03-6206-1768 FAX 03-3593-8264

E メール: koudoka@env.go.jp